

秋田県下水道管路等包括管理業務委託（第３期）

落札者決定基準

令和８年７月

秋田県建設部下水道マネジメント推進課

目 次

第1章 総則	1
1 落札者決定基準の位置づけ.....	1
2 選定方法	1
3 審査体制	1
第2章 落札者決定までの手順.....	1
1 審査の手順	1
第3章 提案審査の方法.....	3
1 提案審査書類の定量化審査.....	3
2 提案審査書類の審査項目ごとの得点化方法.....	6
3 入札金額の定量化審査.....	6
4 総合評価値の算定方法.....	6

第1章 総則

1 落札者決定基準の位置づけ

この落札者決定基準（以下「本落札者決定基準」という。）は、秋田県（以下「県」という。）が、秋田県下水道管路等包括管理業務委託（第3期）（以下「本業務」という。）を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、落札者を決定するための方法及び基準を示すものである。なお、本落札者決定基準において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、入札説明書において定める意義を有する。

2 選定方法

本業務は、事業者が県の定める参加資格要件を満たしており、かつ、提案内容が、県が示す要求水準を満たすことを前提として、維持管理業務及び更新計画案作成業務において、下水道の維持管理に係る専門的な知見を含め、ノウハウ・創意工夫を発揮し、効率的・効果的なサービスを提供することが期待されるものであり、事業者の幅広い能力・実績等を総合的に評価して選定する。

本業務における事業者の募集及び選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

3 審査体制

入札参加者から提出された入札書等及び提案審査書類については、有識者等で構成される「秋田県下水道管路等包括管理業務（第3期）総合評価審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査を行い、その結果を踏まえて、県が落札者を決定する。

なお、入札参加者が、落札者決定までに審査委員会の委員に対し、本業務に関連した接触等の働きかけ（金銭の支払いその他の便宜供与を含む。）を行った場合は入札参加資格を失う。

委員名簿

氏 名	所属・役職等
加藤 裕之	中央大学 研究開発機構 機構教授
増田 周平	秋田工業高等専門学校 創造システム工学科 教授
斉藤 清彦	男鹿市 企業局ガス上下水道課 課長
大西 勝	秋田県 総務部行政経営課 課長
高野 優	秋田県 建設部 次長

第2章 落札者決定までの手順

1 審査の手順

本業務における落札者の決定は、総合評価一般競争入札方式に基づき、以下の手順で実施する。

(1) 参加資格確認

県は、提出された参加表明書及び参加資格確認申請書等に基づき、入札説明書に記載の入札参加者の参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

(2) 提案審査

ア 入札書等及び提案審査書類の基礎審査

県は、参加資格要件を満たした入札参加者が提出した入札書等及び提案審査書類（以下「提案審査書類等」という。）について、提案審査書類等がすべてそろっていること、指定した様式に必要事項が記載されていること、提案審査書類等の頁数が指定した頁数制限を超えていないこと、その他入札説明書等に違反する記載がないこと等、書類に不備がないことを確認する。また、入札参加者から提出された提案審査書類等の各様式に記載された内容が、要求水準を満たしていることを確認する。書類に不備がある場合又は要求水準が満たされていない場合は、失格とする。なお、県は、書類の不備については、競争環境の公平性を害さない範囲で修正等を求める場合がある。

イ 開札及び入札金額の確認

県は、入札書に記載された入札金額が予定価格に110分の100を乗じた価格（以下「入札比較価格」という。）を超えていないことを確認する。なお、入札金額の確認のための開札は、入札説明書に定めた方法により実施し、入札金額が入札比較価格を超える場合は失格とする。

ウ 提案審査書類の定量化審査

審査委員会は、基礎審査を通過し、かつ、入札金額が入札比較価格を超えていないことが確認された入札参加者の提案審査書類に記載された内容について、本落札者決定基準に示す審査項目及び得点化方法に従って審査する。また、審査委員会は、提案審査書類に記載された内容を確認するため、入札参加者による提案内容の説明及び質疑応答の機会を設ける。

エ 入札金額の定量化審査

審査委員会は、入札金額について、本落札者決定基準に示す式により得点化する。

オ 総合評価値の算定

審査委員会は、提案審査書類の定量化審査における得点と、入札金額の定量化審査における得点を合計し、総合評価値を算出する。

カ 落札候補者の選定

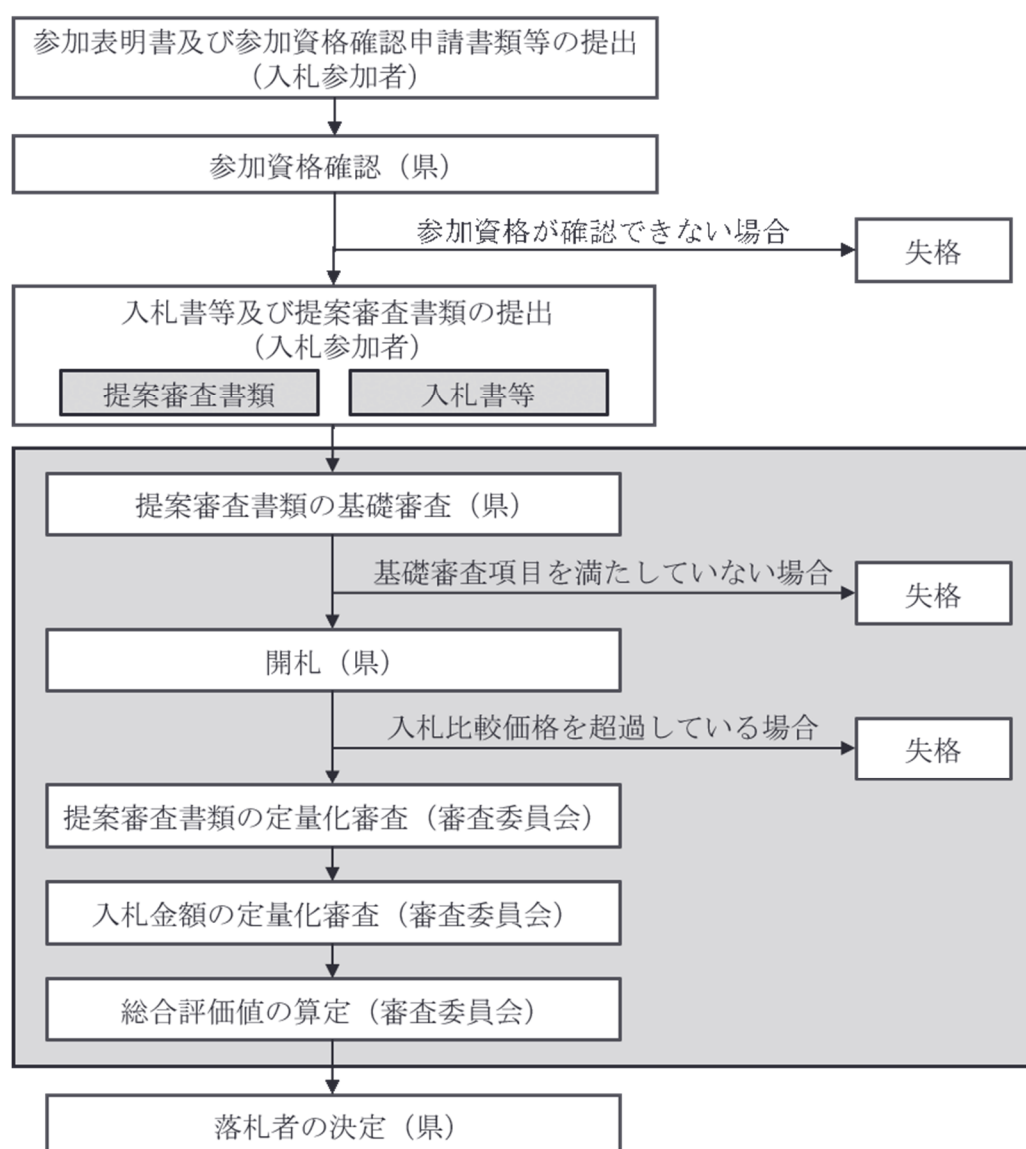
審査委員会は、技術評価点の平均が5割以上である入札参加者のうち、総合評価

値が最も高い提案を行った者を落札候補者として選定する。

(3) 落札者の決定

県は、審査委員会の審査結果を踏まえ落札者を決定する。ただし、審査委員会が2以上の落札候補者を選定した場合は、提案審査書類に係る得点が高い者を落札候補者とする。なお、提案審査書類に係る得点と入札金額に係る得点が同点である場合は、当該落札候補者らによるくじ引きをもって落札者を決定する。

審査の手順のイメージ図



第3章 提案審査の方法

審査委員会は、基礎審査を通過し、かつ、入札金額が入札比較価格を超えていないことが確認された入札参加者の提案について、提案審査書類の定量化審査を行う。

1 提案審査書類の定量化審査

審査項目、配点、審査の視点及び対応様式は以下のとおり。

審査項目		配点	審査の視点	対応様式
全体方針	業務方針	5	・本業務の目的、背景を踏まえた業務理解が示されているか ・本業務の10年間で業務を適切に実施するための方針が示されているか	4-3-2
	実施体制、技術者配置計画	10	・本業務を実施するために必要な人員配置の計画が具体的に提案されているか ・単独の企業又は複数の企業から構成される共同企業体における業務の役割分担が明確に示されているか ・欠員等が生じた場合においても業務を継続的に実施するための補完・応援体制の考え方が示されているか ・10年の業務期間中、本業務を適切に実施するために要する人材の育成・確保方針が示されているか	4-3-3
	安全・危機管理	10	・本業務期間中に想定されるリスクが整理されているか ・通常時の安全管理、危機管理及び事故予防に対する考え方と要求水準を満たすための対応方法及び工夫が示されているか ・異常時、緊急時、災害時等の対応方法が示されているか ・下水道管路に係る近年の事故を踏まえ、安全管理、危険予知に対する意識を共有し、事故を予防するための実効性のある仕組みが示されているか	4-3-4
各業務の提案	管路施設維持管理	15	・巡視、点検、洗浄、計画的調査、清掃について、要求水準を満たすための進め方及び工夫が提案されているか ・点検、計画的調査を効率的かつ効果的に進めるための創意工夫が示されているか ・緊急対応が必要な異常を発見した場合の対応の考え方が示されているか ・不明水調査、管路施設小破修繕、住民対応が必要となった場合の対応の考え方が適切に示されているか	4-3-5
	マンホール形式ポンプ場維持管理	5	・保守点検について、要求水準を満たすための進め方及び工夫が提案されているか ・保守点検を効率的かつ効果的に進めるための創意工夫が示されているか ・緊急対応が必要となった場合の対応の考え方が示されているか	4-3-6

審査項目		配点	審査の視点	対応様式
	統括管理	5	・統括的に業務をマネジメントし、要求水準を満たすための考え方、方法が提案されているか ・モニタリングの実施方法が示されているか ・複数業務の統括的なマネジメントによる利点を活かした有効な提案及び課題を解消する提案がみられるか	4-3-7
	更新計画案作成	10	・更新計画案作成に向けた維持管理情報の収集、管理、分析の方法が提案されているか ・更新計画案作成を適切に進めるための工夫が示されているか	4-3-8
その他提案	地域貢献	5	・緊急時の連携・協力体制の効果的な構築による地域住民の不安解消や、業務を通じた現状のサービス水準の向上、および住民理解を促進するための周知活動など、地域社会へ貢献する取組や工夫が示されているか	4-3-9
	秋田県及び関連市町村での広域的な業務に関する提案	5	・秋田県及び関連市町村が一体的に業務を実施する背景・目的が的確に示されているか ・上記を踏まえ、業務を進める上での主要な課題・重要事項を適切に抽出できているか ・業務を効果的かつ効率的に進めるための工夫が示されているか	4-3-10
	維持管理と更新の一体マネジメント	5	・情報連携に関する協定書を踏まえ、維持管理情報及び更新計画案に関する連携の考え方及び進め方が示されているか	4-3-11
	段階的確定業務の考え方	5	・業務期間中に段階的確定業務が発生した場合も業務を継続的、安定的に実施するための方法が具体的に提案されているか ・段階的確定業務を適切に実施するための工夫が示されているか	4-3-12

注 提案概要書は、提案内容の概要を示す資料として提出を求めるものであり、提案審査における評定の対象とはならない。なお、県は、提案審査の結果を踏まえ、技術提案書の内容を適切に反映するため必要があると認める場合には、提案概要書の修正を求めることがある。

2 提案審査書類の審査項目ごとの得点化方法

提案審査書類の定量化審査においては、それぞれの審査項目について、各委員が次に示す5段階評価により評価のうえ得点化する。その上で、得点化した値の平均値（小数点第3位を四捨五入）を算出し、これらの合計値を定量化審査結果とする。

判断基準	評価	得点化方法
要求水準を満たしており、具体的かつ独自性のある優れた提案がみられる	A	配点×1.00
要求水準を満たしており、具体的かつ優れた提案がみられる	B	配点×0.75
要求水準を満たしており、具体的な提案がみられる	C	配点×0.50
要求水準を満たしているが、具体的な提案がみられない	D	配点×0.25
要求水準を満たしていると評価できない	E	配点×0.00

3 入札金額の定量化審査

入札金額の得点は、次に示す式により得点化のうえ算出する。なお、得点は小数点以下第3位を四捨五入した値とする。

入札金額の得点化方法

$$\begin{aligned} & \text{〔入札金額に係る得点〕} \\ & = (\text{〔最も低い入札価格〕} \div \text{〔当該入札参加者の提示する入札金額〕}) \times 20 \text{〔点〕} \end{aligned}$$

4 総合評価値の算定方法

「2 提案審査書類の審査項目ごとの得点化方法」「3 入札金額の定量化審査」により算出した各入札参加者の得点から、次の算定式により各入札参加者の総合評価値を算出する。なお、総合評価値は小数第2位までの値とする。

総合評価値の算定方法

$$\begin{aligned} & \text{〔総合評価値〕（100点満点）} \\ & = \text{〔提案審査書類に係る得点〕（80点満点）} \\ & + \text{〔入札金額に係る得点〕（20点満点）} \end{aligned}$$